

マーケム・イマージュのハードウェアメンテナンス&サポート契約

利用規約

1：目的

マーケム・イマージュのハードウェアメンテナンス&サポート契約の本利用規約（以下、「利用規約」）は、マーケム・イマージュのサービス提案書（以下、「提案書」）に記載されている、特定のハードウェアメンテナンス&サポートサービス（以下、「サービス」）をマーケム・イマージュがお客様に提供するための具体的な利用規約を定義することを目的としています。本提案書、およびマーケム・イマージュの注文確認書および/または請求書、ならびにマーケム・イマージュが書面で承諾した本サービスに関する仕様書は、本サービスに関する両当事者間の完全な合意を構成し、これに起因する契約は、これらの文書および本契約の規定（以下、「本契約」）のみに準拠するものとし、顧客が発注書またはその他の通信手段またはその他の方法で既に提案している、または今後提案する追加または異なる条件は、マーケム・イマージュが署名し承認しない限り、適用されないものとします。

2：本サービス契約の発効日および期間

本契約の期間は、サービスの開始日に開始するものとし、また、提案書で定めた期間（以下、「契約期間」）、本契約に基づいて終了するまで継続して有効であるものとします。

3：前提条件

お客様は、提案書に記載のシリアル番号で参照される機器（以下、「機器」）の個体についてのみ、本サービスを購入することができます。本契約では、CoLOS®ソフトウェア製品ライセンスおよびCoLOS®ソフトウェアアプリケーションツールキット（CAT）で構築されたプロジェクトに基づくPackaging Intelligenceに関するがこれらに限定されない、いかなるソフトウェア製品またはソリューションに対しても、ソフトウェアメンテナンスおよびサポートは提供されません。お客様は、これらの製品及びソリューションに関するソフトウェアメンテナンス及びサポート契約を別途購入する必要があります。

4：本契約の範囲

契約期間中、マーケム・イマージュはその時点において最新の「マーケム・イマージュ ハードウェアメンテナンス&サポート契約ポリシー」（<https://www.markem-image.com/terms-and-conditions>、以下、「ポリシー」）に従い、提案書に記載されたレベルのサービスを提供するものとします。ポリシーは、契約条件に参照される形で組み込まれており、契約の一部とみなされます。

5：不可抗力

本契約に基づく支払い義務を除き、いずれの当事者も、天災、戦争もしくはその他の敵対行為、テロ行為、政府による行為、政府による制限、ストライキ、火災、洪水、地震、業務停止、禁輸措置、伝染病、感染症の大流行、停電、インターネットの停止もしくは障害、ウェブホスティングのプロバイダー、インターネットサービスのプロバイダー、インターネット設備やネットワークの障害もしくは遅延、またはサービスへの攻撃、ハッキングを含ががこれに限定されない、合理的な支配の及ばない状況によって生じた遅延もしくは障害について責任を負いません。

6：お客様の義務

お客様は、ポリシーにおいて定められている義務を遵守する責任を負うものとします。さらに、お客様は、トラブルシューティングおよび軽微なメンテナンス作業を行うために、基本的な指導トレーニングを受けたスタッフをシフト毎に最低1名配置する責任を負うものとします。軽微なメンテナンス作業手順には、プリントヘッドの汚れの除去、インク/溶剤残量レベルの低下、ヘッドの調整が含まれますが、これらに限定されません。お客様は、これらの軽微な問題を内部で解決するために合理的な範囲内であらゆる試みを行なうものとします。これらの軽微なメンテナンス作業手順は必須であり、これが実施されない、または実施が不完全な場合、お客様側で想定以上のコストが発生する可能性があります。お客様は、マーケム・イマージュのトレーニングセンターまたはお客様先において、必要な要員のトレーニングを実施することが推奨されています。

トレーニングの放棄 - お客様が機器運用のシフト毎にスタッフに対して基本的なインストラクショントレーニングの実施を拒否した場合、マーケム・イマージュは基本的なメンテナンスに関する知識の欠如によって生じたいかなる不具合についても責任を負いません。そのような場合にマーケム・イマージュが実施するサービス作業については、本契約の他の規定に関わらずマーケム・イマージュのその時点における標準料金が請求されます。

さらに、お客様は以下について合意するものとします。

▶ マーケム・イマージュの取扱説明書に記載されているユーザー機器の設置使用に従うこと。

- ▶ ユーザーマニュアルおよび取扱説明書に記載されている使用方法および日常メンテナンスの指示を尊重し、遵守すること。
- ▶ 機器に対してマークム・イマージュが指定した消耗品、スペアパーツ、及びアクセサリーのみを使用すること。
- ▶ マークム・イマージュが取扱説明書に記載した規格に準拠した電流を使用すること。検査により電気系統に異常があることが判明した場合、お客様は保護装置（電流インバータ、システムコンディショナーなど）を必ず設置すること。お客様がこれに従わない場合、マークム・イマージュは契約を終了する権利を有するものとします
- ▶ マークム・イマージュのメンテナンス指導期間中、お客様の代表者を氏名すること。
- ▶ マークム・イマージュのユーザーマニュアルおよび取扱説明書、バーチャルアシスタント、またはマークム・イマージュのテクニカルサービスによって推奨される定期的なメンテナンス作業以外の、有資格のマークム・イマージュの担当者以外による装置への作業を禁止すること。
- ▶ マークム・イマージュが予防的及びプロアクティブなメンテナンスの実施のために訪問する際、機器が完全に動作し機能する状態であること。
- ▶ マークム・イマージュの担当者が機器設置現場に到着した際、機器及び消耗品を扱うことができる状態とすること；マークム・イマージュが契約に従いサービスを提供する上で合理的に必要と考えられる範囲で、お客様の敷地、リソース、機器、スタッフへのアクセス及び活用ができるようにすること；お客様及びマークム・イマージュが実施したすべてのメンテナンス作業について最新の情報を記録し、マークム・イマージュの担当者訪問当日に利用できるようにしておくこと；処置時に連絡が取れるようにすること；訪問終了時に機器の稼働を再開する準備をしておくこと。
- ▶ マークム・イマージュの担当者に対し、お客様先において適用されるアクセス及びセキュリティの規則を担当者の訪問前に通知すること。
- ▶ 処置が終了する度に、毎回訪問レポートに署名すること。
- ▶ マークム・イマージュへの支払いを期日までに行なうこと。
- ▶ 機器の動作に問題がある場合、速やかにマークム・イマージュに報告すること。
- ▶ 災害により機器が使用不能になった場合、または機器を第三者に売却した場合、速やかにマークム・イマージュに報告すること。
- ▶ すべてのソフトウェアに関して、ソフトウェアライセンス規約を尊重し遵守すること。
- ▶ ソフトウェアサポートに関連して提供されるソフトウェアアップグレードについて、すべてのインストール仕様及び指示を尊重し遵守すること。

お客様による義務の不履行に起因してマークム・イマージュが提供するサービスに対して、その時点で有効な実勢料金がお客様に請求されます。

7：価格および支払条件

商品やサービスに適用されるすべての固定資産税、売上税、使用税、物品税、輸入税、関税、付加価値税、またはその他の類似の税金のうち、マークム・イマージュの収入を基に算出される税金以外は、すべてお客様が支払うものとします。サービスは、提案書に定める料金を対価として、マークム・イマージュにより提供されます。この料金に加えて、適用される税金または銀行手数料は、提案書に規定されているとおり、お客様が支払うものとします。合意されたスケジュールに従った請求書は、正味で、割引なしに、請求書の30日後に支払われるものとします。支払期日を過ぎた金額については、債務不履行の通知をすることなく、月利1.5%の債務不履行利息を支払期日から負担するものとします。本規定は、適用法の下で認められるその他の救済手段、権利または措置について、マークム・イマージュが放棄することを意味するものではありません。特に、マークム・イマージュは、サービスの履行またはその一部を留保することができます。マークム・イマージュ

8：機密情報

マークム・イマージュ（またはその下請け業者もしくは下請けサプライヤー）がお客様に開示した、仕様書、サンプル、ひな形、設計、計画、図面、文書、データ、運用データ、事業運営、顧客リスト、価格設定、割引もしくはレポートを含むが、これに限定されない、マークム・イマージュのすべての非公開情報、機密情報、または専有情報は、口頭で開示されたか、書面、電子的、もしくはその他の形式や媒体で開示されたか、またはアクセスされたかにかかわらず、また、本契約に関連して「機密」とされているか、その指定があるか、またはその他の方法で識別されているかどうかにかかわらず、本契約を履行するためのみに使用される機密事項であり、また、マークム・イマージュが書面で事前に許可しない限り、開示または複製することはできません。上記を制限することなく、契約条件および契約の存在は、マークム・イマージュの機密情報です。サービスの履行中に授受される機密情報は、サービスの提供または受領の目的のみにお客様が使用しなければならず、お客様は、マークム・イマージュからの事前の書面による同意なく、これ

を直接的あるいは間接的に第三者に開示せず、または開示することを許可しないものとします。お客様は、マーケム・イマージュからの要求に応じて、マーケム・イマージュから受領したすべての文書およびその他の資料を速やかに返却または破棄するものとします。マーケム・イマージュは、本条項の違反に対して差し止めによる救済を受ける権利を有するものとします。本条項は、**(a)** 公知の情報、**(b)** 開示時にお客様に既知の情報、または、**(c)** お客様が第三者から、非機密情報として合法的に入手した情報には適用されません。お客様は、お客様自身でマーケム・イマージュの製品および製品コンポーネントのリバースエンジニアリングを行なう、またいかなる第三者に対してもリバースエンジニアリングを許可してはなりません。本第9条の義務は、理由の如何を問わず、本契約の終了または失効後も存続するものとします。

9：所有権と権利侵害通知

本契約における、または本契約に関連するすべての知的財産権及びノウハウ、ならびにすべてのデザイン、文書、ソフトウェア、プログラム、発明、技術、または本契約に関連して作成または編集された情報（以下、「知的財産」）は、マーク・イメージが所有する、またはマーク・イメージにライセンス供与されるものであり、本契約のいかなる規定もかかる知的財産権の所有権をお客様に譲渡する効力を有するものではありません。マーク・イメージが知的財産に関して発行した指示および指示書に従ってお客様が適切に使用した知的財産が、マーク・イメージが納品する国における第三者に帰属する特許権またはその他の知的財産権を侵害すると主張する第三者からの要求、請求または訴訟が発生した場合、お客様は以下を行なうものとします： (i) そのような請求について速やかに書面にてマーク・イメージに通知すること、 (ii) その請求に関連して一切の承認を行わず、またその請求の和解または妥協を試みないこと、 (iii) そのような請求に起因するすべての交渉および訴訟の遂行、およびすべての訴訟の和解を行うための明示的な権限をマーク・イメージに与えること、および (iv) マーク・イメージが合理的に必要とする可能性のあるすべての利用可能な情報、文書、および支援をマーク・イメージに提供すること。

お客様は契約期間中、以下を行なうものとします。

- (a) 知的財産（そのすべての複製を含む）を侵害、不正流用、窃盗、誤用、または不正アクセスから保護するために、商業上合理的なあらゆる手段を講じること。
- (b) マーク・イメージによる費用負担で、本知的財産の知的財産権の有効性、執行可能性、およびマーク・イメージの所有権を維持する目的でマーク・イメージを支援するため、マーク・イメージが合理的に必要とするすべての措置を講じること。
- (c) お客様が以下のことに気付いた場合、速やかに書面にてマーク・イメージに通知する：
 - (i) 知的財産に関する、または知的財産に関連する、マーク・イメージの知的財産権の侵害、不正流用、またはその他の実際の違反行為または疑い。
 - (ii) 知的財産（知的財産の製造、使用、マーケティング、販売、またはその他の処理を含みます）が、他者の知的財産権もしくはその他の権利を、全体もしくは一部において侵害、不正流用、もしくはその他の形で侵害しているという申し立て。
- (d) マーク・イメージが、マーク・イメージの知的財産権に対する実際の侵害、侵害の恐れ、不正使用、または違反を防止または軽減し、知的財産権に関するあらゆる請求を解決しようとする場合、マーク・イメージによるあらゆる請求、訴訟、訴訟手続き、または訴訟手続きの遂行において、あらゆる合理的な方法でマーク・イメージに全面的に協力し、支援すること。これには、要求された場合に顧客の従業員に証言させ、開示または裁判に関連する記録、書類、情報、サンプル、見本を提出することが含まれます。

10：限定的保証

マーク・イメージは、本サービスが、業界で一般的な合理的な商業基準およびマーク・イメージの「保証ポリシー」（お客様の要求に応じて入手可能）に規定される保証に従って、手際のよいプロフェッショナル的方法で履行されることを保証します。この保証は、いかなる機器の性能または動作の保証としても解釈されないものとします。本保証は、お客様にのみ適用されます。この保証の違反に対するお客様の唯一の救済は、マーク・イメージがこの保証に準拠した方法で、お客様に追加料金を請求することなく、速やかにサービスを履行することとなります。いかなる修正も「現状有姿」を前提として提供されます。いかなるファームウェアアップグレードおよび新規リリースも、リリース時に有効であった保証のもとで提供され、保証がない場合は、「現状有姿」を前提に提供されます。

11：その他の保証の免責条項

本契約に記載されている場合を除き、マーク・イメージは、サービスおよび機器に関して、明示的または黙示的を問わず、商品性、非侵害性、特定目的への適合性、または取引の過程、使用または取引慣行から生じるすべての黙示的保証を含む、すべての保証および条件を放棄します。本契約に規定される保証および救済は、口頭か書面かを問わず、明示的か黙示的かを問わず、排他的なものであり、他のすべての保証に代わるものです。

12：責任の制限

a. 本契約における反対の規定にかかわらず、マーク・イメージは、本契約の下で、あるいは本契約に関連して生じる以下の種類の損失または損害のいずれかについて、（過失を含む）不法行為によって生じるかを問わず、契約違反、保証不履行、製造物責任、もしくはその他によって生じるかを問わず、また、かかる損失または損害が予見可能であったか、予見されていたか、あるいは既知であったかどうかを問わず、お客様、もしくはその他のいかなる人物に対しても責任を負わないものとします： (i) 事業、利益、営業権、収益、契約、予想される貯蓄、無駄な支出、生産の中断、資材や製品の損失や損害、第三者からの請求、またはデータの損失や損害（これらの損失や損害が直接的、間接的、もしくは結果的なものであるかどうかにかかわらず）、または、 (ii) どのような種類の損失または損害が発生したかにかかわらず、一般的、懲罰的、特別の、偶発的、寄与的、間接的、もしくは結果的な損失や損害。

b.いかなる場合においても、マーケム・イマージュが提供するサービス、または、契約に起因する、もしくは関連するマーケム・イマージュの責任の総額は、契約違反、不法行為（過失を含む）、またはその他に起因するか、あるいは関連するかどうかにかかわらず、かかる訴訟の原因となった本サービスに対してマーケム・イマージュが受領した正味金額を超えないものとします。両当事者は、料金が上記の責任制限に基づいて決定されたことを認めます。

c.本契約に関連して顧客が申し立てる請求は、当該サービスの請求書の日付から1年以内に行われる必要があります。

13：契約終了

現地の法律で禁止されていない限り、本契約は以下の場合に直ちに終了します：

(i) 機器がお客様によって第三者に売却された場合、お客様は、その売却の証拠を含め、売却から5日以内にマーケム・イマージュに通知する必要があります。契約終了は、売却の日付をもって有効となります。

(ii) 機器に修復不可能な損傷が発生した場合、お客様は、損傷の発生日から5日以内にマーケム・イマージュに報告しなければなりません。契約終了は、損傷発生日付をもって有効となります。

(iii) 期限内の料金の不払い、またはマーケム・イマージュが推奨する使用およびメンテナンスの指示への不遵守を含むが、これに限定されない、お客様による本契約の違反。この場合、お客様への通知を要することなく、マーケム・イマージュは直ちに本契約を終了する場合があります。

マーケム・イマージュは、最低30日前にお客様に書面で通知することにより、いつでも本契約を終了させる権利を有するものとします。

上記のすべての場合において、マーケム・イマージュは、その事象が発生するまでの間、本契約に規定されたすべての料金の支払いを日割計算で受け取る権利を有し、また、マーケム・イマージュは、その時点で有効な残存期間に対する料金を日割計算でお客様に返金します。

14：データ・プライバシー

取引関係の過程において、両当事者が個人情報を共有する場合、両当事者は個人情報に関するすべての適用法令を遵守します。詳細については、ウェブサイト (<https://www.markem-imaje.com/privacy>) をご覧ください。

15：コンプライアンスと輸出管理

a.本契約に基づく義務の履行および権利の行使にあたり、お客様は、常に倫理的に行動し、かつ、(i) 関連する政府、政府機関、規制当局、またはその他の関連機関のすべての適用法、規制、業務規定、指針、およびその他の要件、(ii) コモンロー、および (iii) 米国および、マーケム・イマージュおよびお客様が設立され、または事業を展開する管轄区域における拘束力のある裁判所の命令、判決、または判決（以下、「法律」と総称）を遵守しなければなりません。これには、賄賂、詐欺行為、汚職行為およびまたは資金洗浄に関する適用法（米国海外汚職行為防止法および2010年英国贈収賄法を含むが、これらに限定されない）の改正、および輸出入規制、税金およびまたは関税に関する適用法（以下、「輸出入法」）の改正を含みます（ただしこれらに限定されません）。

b.お客様は、本製品、および本契約に基づきマーケム・イマージュから取得したその他の製品や技術を、輸出入法令に違反して、元の形態のまま、あるいは他の物品に組み込んだ後に、輸出、販売、転用、譲渡、またはその他の処分を行わないことを保証するものとします。

c.マーケム・イマージュは、お客様が関連するすべての輸出管理法および規制を遵守することを期待し、また、マーケム・イマージュは、直接的あるいは間接的に、制限された当事者との取引、または制限された最終用途に関与しません。お客様は、マーケム・イマージュが、米国、欧州連合（EU）あるいはスイスが開始した制裁プログラムの対象国に対し、または当該対象国において、製品、ソフトウェアやサービスを、直接的あるいは間接的に、販売、供給、移転もしくは輸出しない、またはサポートしないと決定したことを認識し、承諾するものとします。さらに、ウクライナの非支配地域（クリミア半島、セバストポリ、ザポリージャ、ルガンスク人民共和国（LNR）、ヘルソン、ドネツク人民共和国（DNR）など）、ロシア、キューバ、イラン、シリア、スーダン、北朝鮮、およびアフガニスタンにおける現在の政治的・人道的状況、ならびにこうした地域との取引に関連する風評リスクおよび事業リスクのため、マーケム・イマージュは、本契約に基づき、または本契約に関連して供給される本製品について、こうした国・地域に所在するお客様およびユーザーに対して、または、そのような国・地域での使用向けや（スペアパーツと消耗品が含まれる）サポートを、直接的あるいは間接的に、販売、輸出、または再輸出しないことを決定しました。ミャンマー（ビルマ）に関しては、同国への販売とサポートは、最初に個別にマーケム・イマージュに確認するものとします。国・地域のリストは国際的な出来事によって変わる可能性があり、マーケム・イマージュはこのリストを適宜更新します。さらに、マーケム・イマージュは、独自の裁量で、制限対象者リストに記載されている事業者に対して、本製品を販売またはサポートしない旨を決定することができます。マーケム・イマージュがこうした国・地域における販売およびサポートを拒否した場合、またはこうした事業者への販売を拒否した場合、お客様はマーケム・イマージュに対していかなる請求権も有しません。お客様は、本契約に基づき、または本契約に関連して供給された本製品を、直接的か間接的を問わず、上記の国・地域に販売、輸出または再輸出してはなりません。

d.お客様は、(a)項から(c)項までの目的が、再販業者の可能性を含め、商業上の連鎖のさらに下流の第三者によって阻害されることのないよう、最善の努力を払うものとします。

e.お客様は、(a)から(c)項までの目的を阻害する可能性のある、再販業者による阻害の可能性を含む商業上の連鎖のさらに下流の第三者による行為を検知するために、適切な監視メカニズムを設定し、維持するものとします。

f.お客様は、すべての関連法域におけるデータ保護およびプライバシーに関する法令を完全に遵守し、その従業員、代理店、および請負業者に、かかる法令の規定を遵守させるものとします。

g. (a) 項から (f) 項までの違反は、本契約の本質的要素の重大な違反となり、マーケム・イマージュは、以下を含むが、これに限定されない、適切な救済を求める権利を有するものとします。

- (i) 本契約の終了、および
- (ii) 本契約の総額と輸出された商品の価格に相当する違約金

h.お客様は、(a) 項から (c) 項までの目的を阻害するおそれのある、第三者による関連する行為を含め、(a) 項から (f) 項までの適用に関する問題について、直ちにマーケム・イマージュに通知するものとします。お客様は、(a) 項から (f) 項に基づく義務の遵守に関する情報を、シンプルな当該情報の要求から2週間以内に、マーケム・イマージュに提供するものとします。

i.上記にかかわらず、本第15条に違反した場合、または適用される貿易規制、制裁措置もしくは輸出管理法を遵守しなかった場合、お客様は全責任を負うものとし、お客様の不遵守の結果発生したあらゆる罰金、違約金、損害賠償、弁護士費用、訴訟費用およびその他の費用負担からマーケム・イマージュを免責し、損害を与えない責任を負うものとします。

j.お客様は、マーケム・イマージュ、その役員、取締役、従業員、および代理人を、お客様の貿易遵守、制裁、または輸出管理法違反に起因または関連するあらゆる請求、責任、罰金、損害、損失、または費用（合理的な弁護士費用および裁判費用を含む）から免責し、防御し、損害を与えないことに同意するものとします。

16：譲渡

お客様は、権限を有するマーケム・イマージュの役員による事前の書面による承認なしに、本契約を譲渡することはできません。かかる承認は、理由の如何を問わず、留保することができるものとします。

17：言語

本契約は、英語、およびマーケム・イマージュの登記した事務所が置かれている国の現地の言語で作成されるものとし、紛争が生じた場合は現地の公用語が英語に優先するものとします。

18：雑則

本契約は、本契約に含まれている主題に関する両当事者間の完全な合意を表すものであり、書面または口頭の如何を問わず、従前の合意または了解事項がある場合には、それらに優先するものとします。本契約の条項のいかなる変更、修正または終了を試みる場合、両当事者が書面で署名しない限り、拘束力を持たないものとします。

マーケム・イマージュは、本契約で指定された特定のサービスを、選択した企業に請け負わせる権利を留保します。

こうした規約に基づき要求される通知は、配達証明付き郵便もしくは書留郵便、郵便料金前払いによる郵送で発送された場合は3日後、または国際的に認知された翌日配達便で発送された場合は1日後に、いずれの場合も受領当事者に適切に送達されたとみなされるものとします。

19：準拠法および紛争解決

本契約、およびマーケム・イマージュとお客様との関係から生じるすべての請求は、抵触法の原則に関係なく、また、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」に関係なく、マーケム・イマージュが所在する国および州の法律によって解釈、統治、執行されるものとします。両当事者は、本契約または両当事者間の取引に起因、または関連して発生するマーケム・イマージュとお客様との間のすべての訴訟は、マーケム・イマージュの所在国および州の裁判所の専属的管轄権に従うものとし、各当事者は本契約により、かかる裁判所の管轄権に同意するものとします。